

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 2 年 4 月 2 日

新潟市長 中原 八一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 白根ショッピングモール

所在地 新潟市南区能登 425 番 1 外

設置者 日生アセットマネジメント株式会社 代表取締役 内藤 博

2 変更しようとする事項

- ・大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）

荷さばき施設 No.（配置図上の No.）	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設 1	午後 10 時 00 分～翌午前 6 時 00 分
荷さばき施設 2	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分

（変更後）

荷さばき施設 No.（配置図上の No.）	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設 1	24 時間
荷さばき施設 2	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分

3 変更する年月日

令和 2 年 3 月 24 日

4 届出年月日

令和 2 年 3 月 23 日

5 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市南区役所産業振興課

6 縦覧期間

令和2年4月2日から令和2年8月2日まで

7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
新潟市経済部商業振興課

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp